

## 獣医師職員の募集について

### 1. 公益社団法人 全国農業共済協会（略称：NOSA I 全国）

〒102-8411 東京都千代田区一番町19番地

TEL 03-3263-6411(代)

FAX 03-3221-7795

NOSA I ホームページ <http://www.nosai.or.jp/>

### 2. 応募・選考要領

(1) 採用人員 1名

(2) 主な業務内容 企画研修部家畜共済総合対策室にて、次の家畜共済関連業務を担当。

- ① 家畜共済及び家畜診療等関連会議の企画・運営等
- ② 家畜共済事業に係る事務処理(システムを含む)の指導
- ③ 農林水産省、農業共済組合連合会等、畜産関連団体との連絡・調整
- ④ その他家畜共済関連業務

(3) 提出書類 ①履歴書(写真、自己紹介書)、②職務経歴書、  
③志望動機(400字以内で原稿用紙に手書き)、  
④獣医師免許証の写し

※履歴書等はお返ししません。責任を持って廃棄します。

(4) 応募締切日 平成30年2月23日(金) 必着

(5) 応募資格 次の条件を満たす者とする。

ア. 獣医師免許取得者

イ. 農業共済団体等(農業共済組合連合会、農業共済組合又は農業共済事業を行う市町村)において勤務経験(家畜診療所又は家畜共済関連業務に従事)のある者。または、それに準ずる者(例えば、家畜診療経験者など。詳細はお問い合わせ下さい。)

ウ. 年齢は36歳未満。

(6) 書類提出先 全国農業共済協会 総務部長(佐藤)まで

(7) 選考方法等

①試験(書類選考の上、本人宛て試験日を通知)

②試験会場=本会(東京都千代田区一番町19番地)

※最寄り駅=地下鉄・半蔵門線「半蔵門」駅又は地下鉄・有楽町線「麴町」駅

([案内地図を参照願います。](#))

(8) 勤務開始予定 平成30年4月2日(月)(相談の上決定します。)

### 3. 待遇・勤務条件等

- 給 与 国家公務員給与表行政職(一)に準じ、本会給与規程に基づき支給。なお、これまでの勤務経験は考慮します。
- その他諸手当 暫定手当、住宅手当、扶養手当、超勤手当、食事手当
- 通勤定期代 実費を全額支給
- 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
- 賞 与 あり(29年度ベースで年間4.3ヶ月、国家公務員に準拠)
- 退職金制度 あり
- 就業時間 午前9時から午後5時30分(勤務内容によりフレックス制等を実施)
- 定 休 日 土・日曜、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)、ほかに夏期休暇(3日)、リフレッシュ休暇あり
- 有給休暇 年間20日
- 社宅及び寮 なし

### 4. 問い合わせ先

〒102-8411 東京都千代田区一番町19番地  
公益社団法人 全国農業共済協会(略称:NOSAI全国)  
総務部(担当:佐藤、長岡)  
TEL 03-3263-6411(代)  
FAX 03-3221-7795  
NOSAIホームページ <http://www.nosai.or.jp/>  
E-mail:soumu@nosai.or.jp

<別添1>

公益社団法人 全国農業共済協会（NOSA I 全国）の概要

1. 所在地 東京都千代田区一番町19番地  
(〒102-8411 TEL. 03-3263-6411)
2. 設立 昭和23年8月
3. 機構等 47都道府県の農業共済組合連合会及び特定組合を会員とする農業共済団体の中央機関
4. 役職員等 理事13名（うち会長1名、副会長2名、常務理事1名）  
監事3名、職員60名（平成29年4月1日現在）
5. 目的 国が定める農業災害補償法に基づき農業共済制度を運営する農業共済団体の健全な発展に貢献し、もって農業の振興と農業経営の安定により、豊かで健全な我が国社会の維持・発展に寄与することを目的とする。  
なお、農業共済制度の概要は別添2のとおり。
6. 事業内容 本会の事業内容は以下のとおり。
  - (1) 農業共済制度等に係る調査研究や一般国民への普及啓蒙を行う事業
  - (2) 農業共済団体が使用する事務処理システムの開発・修正に係る事業
  - (3) 役職員の資質向上や人材育成を図るための研修に係る事業
  - (4) 農業共済団体の退職金給付に係る事業
  - (5) 農業・農政・農業共済制度の動向を伝えるための新聞等発刊に係る事業

など

[注]詳細は本会ホームページ (<http://www.nosai.or.jp/>) をご覧下さい。また、農業災害補償制度（NOSA I 制度）については、農林水産省経営局農業災害補償制度のページ ([http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai\\_hosyo/index.html](http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/index.html)) もご参照下さい。

## 農業共済制度（農業災害補償制度）の概要

我が国は、気象変化の最も激しいアジア・モンスーン地帯に位置しており、農業は、風水害、冷害等種々の自然災害にしばしば見舞われ、広い地域に亘り甚大な被害を受けやすいという宿命を負っています。

このようなことから、国は、被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に資するため、農業災害対策の重要な柱として保険の仕組みによる農業災害補償制度を設けています。

この農業災害補償制度は、昭和22年に、農業保険制度（昭和13年発足）と家畜保険制度（昭和4年発足）を統合して発足したものです。

本制度は、これまで、農業事情の変化等に対応し幾多の改正が行われ、我が国における農業経営の安定に寄与してきました。また、平成5年や15年の大冷害、平成16年の10個の台風襲来、東日本大震災や熊本地震、平成22年の宮崎県下での口蹄疫をはじめ、自然災害等が多発した際に、全国の被害農家に多額の共済金を支払い、農業経営また地域経済の再生に大きく貢献してきました。

農業共済制度は、国の農業災害対策として実施される公的保険制度です。この制度は、災害により被害を受けた農家の救済を合理的に行うため、地域ごとに農家が組合を設立し、共済掛金(50%相当額については国が負担)を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があった時、その共同準備財産から被災農家に共済金を支払う農家の自主的な相互救済を基本としています。

現在、農業共済制度では米、麦、家畜、果樹、畑作物、園芸施設、農家建物、農機具などを対象に共済事業を実施しており、平成28年度の補償契約額は約46兆円となっています。

[\(より詳しくは別添の「ご案内」をご覧ください。\)](#)